衆議院経済産業委員会ニュース

平成 20.5.16 第 169 回国会第 14 号

5月16日、第14回の委員会が開かれました。

- 1 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第54号) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第55号) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)
 - ・ 及び に対し、吉井英勝君(共産)が討論を行いました。
 - ・ について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成 自民、民主、公明 反対 共産)

- ・ に対し谷本龍哉君外 2 名(自民、民主、公明)から提出された附帯決議案について、下条みつ君(民主)から趣旨 説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

(賛成 自民、民主、公明 反対 共産)

・ について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成 自民、民主、公明、共産)

・ について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成 自民、民主、公明 反対 共産)

- 2 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第70号)
 - ・甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取しました。
 - ・甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

牧 原 秀 樹君(自民)

- ・今回、過量販売による契約の解除権が導入され、立証責任が事業者側に転換されたことは評価するが、異なる業者が次々に商品を売りつける場合も適用対象となるのか。
- ・クレジット会社は過剰与信防止のため、消費者の1年間の支払可能見込額を算定することが義務づけられるが、 支払が長期間にわたるクレジット契約を締結することにより過剰与信の防止義務が潜脱される恐れはないか。

赤羽 一嘉君(公明)

- ・指定商品・指定役務制が廃止され、原則としてすべての 商品・役務が対象となるが、自動車整備業については、 道路運送車両法に行政処分の規定があり、適用除外とす べきと考えるがどうか。
- ・本改正案によりクレジット会社に加盟店についての調査 義務を課することは評価するが、調査の具体的内容、方 法及び効果について経済産業省の見解を確認したい。